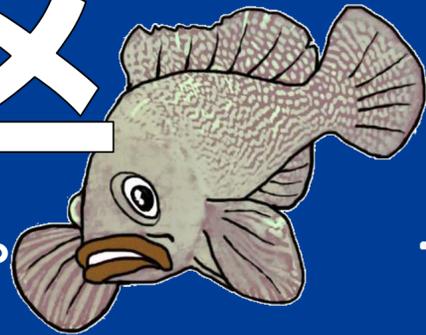


令和3
年度版

産卵場保護区



水産資源を守るため、各種保護区が設けられています。
これらの海域では、それぞれのルールを守ってください！

■川平・名蔵保護水面（沖縄県漁業調整規則第33条）

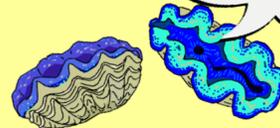
保護期間：**周年**

【川平湾】魚類、たこ類[※]、いか類、ひとえぐさ(あーさ)以外の水産動植物の採捕禁止

※ただし、たこ類のうち、シマダコ、ワモンダコ、サメハダテナガダコの3種は漁業権対象種のため、原則、漁協組合員以外が採ってはいけません。

【名蔵湾】すべての水産動植物の採捕禁止

ここでの潮干狩りは
しないでね！



航空写真提供：環境省



※産卵期間中は、保護区周辺に
ブイが立てられています。また、
研究機関による調査用ブイが
設置されることがあります。
周辺での航行時にはご注意
ください。

■産卵場保護区（沖縄海区漁業調整委員会指示第2号）

保護期間：**4月12日～6月9日**

(旧暦：3月1日～4月30日)



保護区では
いろいろな魚が
産卵するよ

内 容：すべての水産動植物の採捕禁止（レジャーでの釣りも禁止）

※漁業、レジャー、ダイビング等による航行や停泊も自粛をお願いします。

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所（TEL 0980-88-2255）
八重山農林水産振興センター農林水産整備課（TEL 0980-82-2342）
水産技術研究所八重山庁舎（TEL 0980-88-2571）
八重山漁業協同組合（TEL 0980-82-2448）

採捕ルールの
関連情報
→
(県水産課HP)



魚の研究
豆知識

